

その他のお知らせ

成人式のお知らせ 来年の成人式は

1月9日(日)

国民の祝日「成人の日」は1月の第2月曜日ですが、小郡市では来年の成人式を平成23年1月9日(日)に行います。

▼対象者 平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれの人
▼時間 受付午前11時30分～式典午後0時30分
詳しくは、小郡市ホームページの「成人式」のページをご覧ください。

▼問い合わせ先 生涯学習課学習・文化係(内線523)

有害鳥獣(カラス・ドバト等)駆除について

有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、銃器を使用しての駆除を実施します。

▼期間 7月10日(土)～8月31日(火)まで

▼方法 銃器

▼区域 市内全域(市街地を除く)
従事者は従事者証・許可書を携帯してあります。

▼問い合わせ先 農業振興課農村環境係(内線114)

戦時中の日用品を探しています

埋蔵文化財調査センターでは、

排水設備工事責任技術者 県下統一試験および講習会

平成22年度排水設備工事責任技術者の県下統一試験および受験講習会が実施されます。

この試験の合格者は、小郡市のほか、希望する統一試験参加自治体複数可で、排水設備工事責任者として登録することができます。なお、市指定排水設備工事店となるためには、この試験に合格した排水設備工事責任技術者が1人以上専属していることが指定要件の1つとなっています。

排水設備工事責任技術者試験

▼試験日 11月7日(日)／午前9時50分～正午

▼受験資格 次のいずれかに該当する人

学校教育法による高等学校または旧中学校令による中等学校以上の学校で、土木工学科またはこれに相当する課程を修了して卒業した人
高等学校を卒業し、排水設備工事などの設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有する人
排水設備工事などの設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する人

次のいずれかに該当する人は、試験を受験することはできません。
成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権していない人
不正行為等によって試験の合格を、または条例等に違反して責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない人

平成22年度夏季企画展として「戦争とおごり」の開催を計画しています。ここで展示をする、太平洋戦争中の日用品(当時の教科書、雑誌、奉安殿の写真、戦意高揚をうたった絵柄の食器など)を探しています。当時の日用品をお持ちで、展示にご協力いただける人は、埋蔵文化財調査センターまでご連絡ください。ご協力、よろしくお願いいたします。

平成22年度農業危害防止運動の実施について

農業の安全適正使用により、国民の健康保持、生活環境の保全を図るため、農業安全使用運動を展開します。

▼名称 農業危害防止運動

▼実施期間 6月1日～8月31日

▼実施事項 農業およびその取扱いに対する正しい知識の普及啓発・農業の適正指導・農業の適正販売・環境への危害防止対策

▼問い合わせ先 朝倉農林事務所
久留米普及指導センター野菜花卉第一係 ☎ 47・5101

イベント

みんなの町の住宅デー

▼日時 7月4日(日)／午前10時～午後3時

受験講習会

▼日時 9月9日(木)／午前9時30分～午後0時30分・午後1時30分～4時30分のどちらか1回

▼会場 久留米ビジネスプラザ(久留米市宮ノ陣4-29-11)他に北九州、福岡、飯塚会場あり

▼費用 受験料12,000円(受講料8,000円テキスト代含む)
▼申込書配布・受付期間 7月5日(月)～16日(金)

責任技術者更新講習会

▼日時 11月24日(水)／午前10時～11時30分・午後2時～3時30分のどちらか1回

受講者数により午前中のみ開催の場合あり

▼会場 石橋文化センター(久留米市野中町1015)

▼対象者 平成18年4月1日に更新された人(5年更新)

▼問い合わせ先 下水道課工務係(内線344)

平成22年度防衛省職員採用Ⅲ種試験

▼受験資格 平成元年4月2日～平成5年4月1日生まれの人

▼受付期間 7月1日(木)～20日(火)

▼第1次試験日 9月26日(日)

▼問い合わせ先 九州防衛局総務課人事係 ☎ 812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7

☎ 092-483-8815

フアックス092-474-3685

防衛省ホームページ <http://www.mnd.go.jp/>

試験

▼会場 総合保健福祉センター「あすてらす」前広場
▼内容
・包丁ぎ(2本まで無料)
・木工教室(無料、各先着20人)
・小鳥巣箱・貯金箱・丸太切り体験
▼問い合わせ先 福建労小郡分会(木村) ☎ 090・3663・5587

平成22年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験

▼試験日 10月24日(日)

▼試験会場 県内3か所

福岡大学(福岡市城南区)

福岡教育大学(宗像市赤間文教町)

九州女子大学(北九州市八幡西区)

▼受験申込書の配布時期 6月25日(金)～7月30日(金)

▼受験申込書の配布場所

県の各保健福祉環境事務所、県庁介護保険課2階、各市町村介護保険担当課、福岡市情報プラザ(福岡市役所1階)、文化観光情報ひろば、アクロス福岡2階等

ひとりにつき1冊ずつ配付

▼受験申込期間 7月1日(木)～31日(土)消印有効

受験申込要領は、6月上旬をめ

どに福岡県庁ホームページに掲載します。

▼問い合わせ先 福岡県保健医療

介護部介護保険課 ☎ 092・643・3322

宮崎県口蹄疫被害義援金の募集

集まった義援金は、宮崎県・宮崎県共同募金会を通じて、被害を受けられた畜産農家へ送られます。市民の皆さんのご協力をお願いします。

▼受付期間 5月28日(金)～6月22日(火)
(土日を除く午前8時30分～午後5時まで)
▼受付場所 市役所本館1階受付カウンター
▼問い合わせ先 総務課総務係(内線242)

夢 HANABI 2010 8月7日(土)に変更になりました。

▶時間 午後7時45分～
※雨天時は8日(日)に順延
▶会場 小郡運動公園横
宝満川河川敷
▶問い合わせ先
(社)みい青年会議所
☎ 72-8137
ファックス72-5183



借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、
貸金業法が大きく変わります!
平成22年6月18日に改正法が施行され、
■借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、
新規の借入れができなくなります。

借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を!
多重債務相談窓口 福岡財務支局……092-411-7291
消費生活相談窓口 消費者ホットライン……0570-064-370
※身近な消費生活相談窓口をご案内します。
法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。
金融庁・消費者庁 www.fsa.go.jp/

『Viel Spass!!』イルカの会コンサート

プロの演奏家によるボランティアグループ“Viel Spass!!”
=(フィール シュパース)をお迎えして、障害児(者)とその家族の方を対象に心と体で音を感じることでできる特別なコンサートを開きます。

●日時: 6月19日(土)／午後2時～4時(開場1時30分～)
●会場: 小郡市生涯学習センター セタホール
※靴用ビニール袋をご持参ください。
※託児はありませんが、途中休憩される人のために、和室(会議室1)を開放しています。

●参加費: 無料・事前申込不要
●問い合わせ先: イルカの会(代表: 佐藤)
☎ 兼ファクス 73-4662

『イルカの会』は、毎月1回、自閉症や肢体不自由などのさまざまな障害を持つ子どもの家族が集まる会です。

地産地消のお知らせ 直売所「宝満の市」開設6周年記念イベント

消費者の皆様へ新鮮で安全な農産物を安価で届け、地域の活性化につなげたいとの思いから始めた「宝満の市」も、6周年を迎えることができました。これを記念してイベントを開催いたします。

●日時: 7月4日(日)／午前9時～午後3時
●会場: 総合保健福祉センター「あすてらす」南広場
※100円でジャガイモつめ放題等あり。

「宝満の市」は白いテントが露店のような楽しい雰囲気を醸し出す、季節を感じる直売所。隣接する総合保健福祉センター「あすてらす」が目印。平日は「あすてらす」と端間駅・西鉄小郡駅をつなぐコミュニティバスが運行しています。
【通常営業時間】毎週金・土・日曜(午前9時～午後3時)

●問い合わせ先 J A みい生活課 ☎ 72-2016

子どもの人権110番強化週間

6月28日(月)～7月4日(日)までの1週間、「子どもの人権110番強化週間」として、「いじめ」や体罰、不登校や子どもの虐待など、子どもに関する人権問題のご相談を受け付ける相談電話を設置します。

【電話番号】は **0120-007-110** です。

IP電話の人は、**092-852-4536**へお電話ください。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、ぜひお気軽にお電話ください。

【受付時間】

6月28日(月)～7月2日(金)／午前8時30分～午後7時
7月3日(土)および4日(日)／午前10時～午後5時

「子どもの人権110番」では、強化週間以外でも子どもの人権に関する相談を、土日祝日を除く毎日午前8時30分～午後5時15分まで(時間外および土日祝日は留守番電話対応)受け付けています。

福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会

雑草の除去で快適な環境づくりを

あなたの空き地には雑草が生い茂っていませんか。空き地などの雑草を放置していると、次のような問題が起こります。

- 火災や犯罪の発生
- ゴミのポイ捨て場
- 歩行者や車両の通行妨害
- 周囲の美観の悪化
- 蚊・ハエ・虫などの発生

このようなことで、周囲の人に大変な迷惑がかかることになります。所有者の責任で除草を行い、快適な生活環境をつくりましょう。

市では、雑草除去の委託をお受けしています。

所有者が除去できない場合は、市が除草作業(処分も含む)の委託を受けています。

市に委託される場合

①委託料単価 1㎡あたり 70円(税別)
※1件の面積が330㎡以下の場合は、330㎡の料金となります。

②委託料のお支払いは、雑草等除去の後に送付する郵便振替払込書により納期限内にお願いいたします。振込手数料は申請者負担となります。

申込・問い合わせ先 生活環境課環境係(内線153)